

大阪市告示第1039号

大阪市区役所附設会館条例（昭和 40 年大阪市条例第 50 号。以下「条例」という。）

第 16 条の規定により、指定管理者の指定の申請について、次のとおり公告する。

令和 7 年 7 月 29 日

大阪市長 横 山 英 幸

1 担当

大阪市浪速区役所 市民協働課

〒556－8501

大阪市浪速区敷津東 1 丁目 4 番 20 号

浪速区役所 6 階 61 番窓口 浪速区役所市民協働課

電話 06-6647－9983

2 業務の概要

(1) 施設の名称及び所在地

大阪市立浪速区民センター 大阪市浪速区稲荷 2 丁目 4 番 3 号

(2) 募集施設

上記 2 (1) について指定管理者を募集する。

(3) 業務の範囲

ア 施設運営業務

イ 施設総合管理業務

(4) 管理の基準

ア 休館日

12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

イ 供用時間

午前 9 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

ウ 休館日及び供用時間の変更

設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむをえない事由があるとき又は区役所附設会館（以下「会館」という。）の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得て、臨時の休館日を定め、若しくは供用時間を変更することができる。

エ 個人情報の保護

当該施設は公の施設のため、当該業務に伴い取得した個人情報及びデータの管理については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）の趣旨を踏まえ、適切な管理を行うこと。

なお、当該業務において特定個人情報を取り扱う場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）を遵守すること。

(5) 指定を行おうとする期間

令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 13 年 3 月 31 日（月）まで（5 年間）

3 申請資格

指定管理者指定申請書提出時点において、次の各号に定める資格を全て満たす法人その他の団体であること。個人での申請はできません。

(1) 申請法人等に関する条件

ア 条例第 18 条の規定に該当していないこと

イ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと

ウ 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと

エ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱及び大阪市指定管理者制度暴力団排除要領に基づく入札等除外措置等を受けていないこと

オ 指定申請団体の役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は大阪市暴力

団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当していないこと

カ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更生手続き開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続き開始の決定を受けたものを除く）

キ 指定申請の日の属する事業年度の前 3 事業年度における、法人税、本店所在地の市町村民税（東京都の場合は都民税）、消費税及び地方消費税を完納し滞納していないこと。

(2) 複数の法人等による連合体（以下「連合体」という。）に関する条件

ア 連合体は 2 以上の法人等で自主結成すること

イ 連合体の名称を設定し、必ず代表となる法人等（以下「代表法人等」という。）を選定し、代表法人等が諸手続きを行うこと。この場合において、他の法人等は、当該連合団体の構成団体として扱うこと。

ウ 連合体の構成団体（代表法人等を含む）間における役割分担及び責任の割合等を明らかにすること。また、代表法人等については、業務の遂行にあたり、大阪市との調整窓口として責任をもつこと。

エ 連合体として、上記(1)の条件を満たすこと

オ 申請書類提出後、代表者法人等及び構成団体の変更は原則として認めない

(3) 連合体の構成員（代表法人等を含む）に関する条件

ア 上記(1)の条件を満たすこと

イ 本件募集に関して各構成団体は 2 以上の連合体の構成団体となることができない。また、連合体の構成団体になっている場合は、単独での申請はできない。

4 手続等

指定管理者指定申請書を提出したものの中から、条例第 19 条の規定により最も適当であると認められる内容の指定申請をした法人等を、指定管理者の指定を受け

るべきもの（以下「指定管理予定者」という。）として選定し、仮協定を締結し、市会の議決があった後、指定管理者として指定する。

(1) 募集要項の交付場所

上記 1 に同じ

(2) 募集要項の交付期間及び方法

令和 7 年 7 月 31 日（木）から令和 7 年 9 月 11 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで、上記 1 において無償により交付する。また、浪速区役所ホームページよりダウンロードすることができる。

(3) 見学会

ア 日時 令和 7 年 8 月 13 日（水） 時間は別途通知する

イ 場所 大阪市立浪速区民センター

(4) 指定管理者指定申請書の提出方法及び受付期間

ア 提出方法

指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書を提出すること

イ 指定管理者指定申請書の提出場所

上記 1 に同じ

ウ 添付書類

① 指定管理者指定申請書

② 連合体結成にかかる協定書又はこれに相当する書類

③ 指定申請にかかる誓約書

④ 法人等の概要

⑤ 役員の名簿

⑥ 役員の履歴書

⑦ 類似する施設等の運営実績

- ⑧ 定款・寄附行為
- ⑨ 法人の登記事項証明書
- ⑩ 貸借対照表及び損益計算書等財務諸表
- ⑪ 事業報告書
- ⑫ 法人等の事業計画書
- ⑬ 法人等の収支計画書
- ⑭ 法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- ⑮ 大阪市の法人市民税の納税証明書
- ⑯ 会館の管理に関する事業計画書、自主事業に関する事業計画書
- ⑰ 会館の管理に関する収支計画書、収支計画積算明細、経費縮減策
- ⑱ 応募団体の取組について
- ⑲ 障がい者雇用状況報告書の写し
- ⑳ 障がい者雇入れ計画書
- ㉑ 選定結果通知用封筒一式

エ 受付期間及び受付時間

令和 7 年 9 月 3 日（水）から令和 7 年 9 月 11 日（木）まで（ただし、土曜日、日曜日を除く）の午前 9 時から午後 5 時 30 分まで。

5 申請するものに要求される事項

- (1) 指定管理者指定申請に関し、当区より必要な資料の提出を求められた場合には、これに応じること
- (2) 指定管理予定者は仮協定の締結に応じること

6 その他

- (1) 指定手続きにおいて使用する言語 日本語
- (2) 詳細は募集要項による

（浪速区役所市民協働課）